

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和3年9月7日（火）  
午前9時57分～午後1時43分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 菅原和子  
委員 千葉栄幸 委員 大友康信  
委員 佐々木哲男 委員 及川秀一  
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 建設部長 三浦 仁  
出席をした 土木課長 村上 諭  
者の職氏名 建設部企画員兼 大沼 孝宏  
土木課長補佐  
土木課技術主幹兼  
道路建設係長 前川 健太
- 6 事務局職員 主 査 大宮 透
- 7 付議事件  
(1) 所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査について  
(2) 陳情第2号 市道町西線の拡幅改良に関する陳情

午前9時57分 開 会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

午前9時58分 休 憩

---

午後0時55分 再 開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第2号 市道町西線の拡幅改良に関する陳情を議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後0時55分 休 憩

---

○陳情第2号 市道町西線の拡幅改良に関する陳情

(土木課)

- ・陳情箇所の現状は、市道町西線の市道田高原線から県道名取停車場線までの延長205メートルの区間のうち、北側110メートルの区間は復興事業により車道幅員6メートルで整備が完了している。南側95メートルの区間は、L型側溝の肩部分を含め4.5メートルの幅員で、東側に幅員1.7メートルから2.8メートルの歩道が整備されている。
- ・事業として進める場合には、陳情箇所の全線にわたり車道の西側0.5メートルについて拡幅する必要があり、地元の協力を得ながら地権者を含めた地元の合意を得た上で用地買収し、U型側溝に入れ替え、幅員を5.0メートルとする方法を試案した。
- ・一方で、整備完了までには時間を要することから、車の擦れ違いに対し早期に効果を発揮するために部分改良も視野に入れ検討する考えがある。
- ・東側の歩車道境界ブロックを移設することは、費用面や安全面から考えにくい。
- ・市では歩行者の安全確保を第一に考える必要があることから、歩行者の安全対策については地元と意見を交換しながら、特に慎重に進めていきたい。

問 地元の陳情者の意見として拡幅のために用地買収されることはやむを得ないということまでまとまっているかを把握しているか。

答 町内会長はじめ地元の方々に用地買収をしてまでの拡幅を望んでいるのか、改めて確認していきたい。

問 用地買収を伴わない改修の仕方は考えられないか。

答 一部歩道幅の広い箇所があり、用地買収せず歩道を狭めての車道拡幅は考えられるが、大前提として歩車道境界ブロックに代わる安全対策が必要である。安全対策のためには水路の移設を考えなければならず、該当区間の南側に行くにつれ一部宅地がかかるため、用地買収は必要となるものと考えられる。また、北側110メートルは改良が完了している区間であり、歩道を加工して車道を拡幅すると道路の線形に食い違いが起こる可能性がある。西側0.5メートルの用地買収であれば、線形の食い違いも起こさないであろうという考えの下、案を作成したものである。

問 道路の両側に歩行空間を設けることはできないものか。

答 5.0メートルに拡幅した場合は、側溝の上に外側線を引くことはできるため、西側を歩行者が歩く際には側溝の上を通行することが考えられる。

問 地元の意見をなお聞いて進める考えはあるか。

答 もう一度用地買収の意向を確認する。また、以前に要望があった際に答えたように歩車道境界ブロックを撤去することはできないため、移設若しくは代替の安全施設について検討していきたい。

問 現在の歩車道境界ブロックをより歩道側に移設する方法は考えられないか。

答 過去に側溝の上にねじ留めで歩車道境界ブロックを設置する製品があったが、メーカーにおいて安全強度が達成できないことから販売を停止している。調査研究した中では、仮に歩車道境界ブロックを移設する場合、水路を移設した上で行う方法が考えられる。

問 歩車道境界ブロックを撤去し道路を拡幅すると交通量が増加し、歩行者が危険にさらされる可能性がある。歩車道境界ブロックを移設する考えはあるか。

答 拡幅については様々な方法が想定される。今回の案では用地買収を前提としてお示ししているが、地元との調整やメーカーにも再度確認するなどの情報収集を進めながら検討していきたい。

問 歩車道境界ブロックを撤去し、歩道をカラー舗装しポールを立てるなどの対応は考えられないか。

答 市として安全対策を行う責任があり、基準を満たす強度が確保されている製品を使用するようになる。カラー舗装やポールはあくまでも視線誘導標として設置するものであり、安全施設ではないため、基準について確認をしながら慎重に進めていきたい。

問 側溝の上に歩車道境界ブロックを置くこと自体は問題がないものか。

答 側溝は市の管理物であるため、構造を変更することや上部に施設を設置することについて支障はないものである。

問 市道町西線の北側は復興予算で改良済であるが、設計時に歩車道境界ブロックを設置する検討はなされなかったのか。

答 復興予算の中で歩道を設置できれば良かったが、家屋移転が伴うことにな

り、費用・期間ともに相当かかることになる。まずは車の擦れ違いが出来ることを重視したため、歩道は設置しなかったもの。

問 仮に東側の歩車道境界ブロックを移設するために水路を改良すると考えた場合、西側の一部を用地買収する場合と費用はどちらが多く掛かるものか。

答 東側の歩車道境界ブロックを移設する場合、水路の移設が伴い、一部区間の用地買収も行わなければならないことから、西側の一部を用地買収した場合と比較して1.5倍程度の費用が見込まれる。

問 地元町内会でも拡幅に対する考えのずれがあるように思う。市としてどのように対応する考えか。

答 町内会でも意見が割れており、より丁寧に意見交換しながら市道町西線の在り方について考えていきたい。

問 市道町西線の陳情箇所は通学路に指定されていないことから、歩車道境界ブロックについて、より柔軟に考えても良いのではないかと考えるが、市としての考えは。

答 歩車道境界ブロックに対する地元の考え方をもう少し掘り下げていきたい。ただし、現在の道路の在り方として、安全対策をしっかりと行うという流れがある中で、一部地権者の意見を反映して歩車道境界ブロックを撤去し、仮に事故が起きてしまった場合、行政としての責任が問われることとなる。安全対策については地元と意見を交換しながら、特に慎重に進めていきたい。

問 該当区間の交通規制は考えられないか。その場合は宮城県警の所管となるのか。

答 交通に関することについて、市では防災安全課で取りまとめを行っており、岩沼警察署に要望を提出し、県警本庁において判断することになると考える。

---

午後1時35分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

以上で、陳情1か件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午後1時36分 休憩

---

午後1時36分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

これより、陳情1か件の調査について、取りまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後1時36分 休 憩

---

○陳情第2号 市道町西線の拡幅改良に関する陳情

\*各委員からの意見

- ・まずは歩行者の安全確保を第一に考えるべき。
- ・陳情では拡幅改良が求められているが、拡幅改良や安全対策などの費用や実現可能性などを含めた幾つかの具体的な施策案を示した上で、地元と丁寧意見交換して進めるべき。
- ・歩行者が安心して通行できるよう、歩車道境界ブロックに視線誘導マーカを設置するなど、必要であると考えられる対策については、できることから早期に進めるべき。

\*委員会として取りまとめた意見

歩行者の安全確保を第一に考え、拡幅改良や安全対策などの費用や実現可能性を含めた幾つかの具体的な施策案を地元を示した上で、丁寧に意見交換して進めること。

当面の歩行者の安全確保に必要であると考えられる対策については、出来ることから早期に進めること。

---

午後1時42分 再 開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情1か件の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は、9月13日月曜日午後1時、第2委員会室において開催いたしますので、御参集くださいますようお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時43分 散 会

令和3年9月7日

建設経済常任委員会

委員長 小野寺 美穂